×0.00194536）×0.75

［略］

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A＋B）／2｝×0.01907

［略］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×α）×53,000円

［略］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　［略］

2　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四四三六二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の二第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百七十七条の六第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（91,400円×α）×（A×0.984）

（91,400円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.984）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

3　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（25,700円×α）×（A×0.913）＋（29,600円×β）×（B×0.913）＋（5,700円×γ）×（C×0.913）＋（10,000円×δ）×D

（25,700円×α）、（29,600円×β）、（5,700円×γ）及び（10,000円×δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.913）、（B×0.913）及び（C×0.913）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（鉱区税の基準税額の算定方法）

第二十五条　鉱区税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の四月一日現在において鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿のうち試掘原簿に登録されている試掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「試掘鉱区」という。）及び当該鉱業原簿のうち採掘原簿に登録されている採掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「採掘鉱区」という。）について、次

×0.00189577）×0.75

［同左］

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A＋B）／2｝×0.02106

［同左］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×α）×52,900円

［同左］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　［同上］

2　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四四三六二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の二第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百七十七条の六第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（91,500円×α）×（A×0.983）

（91,500円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.983）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（25,900円×α）×（A×0.915）＋（29,800円×β）×（B×0.915）＋（5,900円×γ）×（C×0.915）＋（9,900円×δ）×D

（25,900円×α）、（29,800円×β）、（5,900円×γ）及び（9,900円×δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.915）、（B×0.915）及び（C×0.915）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（鉱区税の基準税額の算定方法）

第二十五条　鉱区税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の四月一日現在において鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿のうち試掘原簿に登録されている試掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「試掘鉱区」という。）及び当該鉱業原簿のうち採掘原簿に登録されている採掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「採掘鉱区」という。）について、次